

琴

イベント（大正琴の楽い）開催における
新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン

修 会

2020年8月3日策定
（公社）大正琴協会所属 琴修会

1 はじめに

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、琴修会でも教室の休講を余儀なくされ、緊急事態宣言解除後も、まだまだ全国全ての教室が再開できていない状況です。とは言え、都道府県間の移動自粛も全面解除となり、一日でも早く、「新しい生活様式」を実践しつつ、感染拡大以前の様に大正琴を楽しむ生活に戻して行く必要があります。

そこで、本部では「大正琴の集い開催における感染予防策ガイドラインを、会員及びイベント開催に関わる全ての方々の「安全」を確保する為に策定致しました。

また、このガイドラインは、本部主催のみならず、支部主催、指導者主催、市町村主催など、全ての大正琴演奏（発表）について参照されます様、お願い致します。

2 ガイドラインの位置づけ

本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」などを踏まえ、琴修会が行う演奏会等の開催における新型コロナウイルス感染予防対策として実施すべき事項をまとめたものです。

3 感染防止の為の基本的な考え方

主催者は、事前打ち合わせや教室合同練習会、リハーサル等の準備過程も含め、出場会員及びそのイベントに関わる全ての関係者への感染拡大を防止する為、最大限の対策を講じなければなりません。

特に、①密閉空間（換気の悪い密閉空間）、②密集場所（多くの人が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばした範囲で会話や発声が行われる）という三つの条件（いわゆる「三密」）のある場所では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられ、本ガイドラインを遵守することで、自己への感染を回避するとともに、他人に感染させないように徹底することを旨としています。

出場会員を含む全てのイベント関係者は、「たった一つのイベントの失策が、その後の大正琴の集いや地元イベントに多大な影響を与える」ことを肝に銘じ、開催に当たらなければなりません。また、少しでも体調が悪いと感じた場合には、勇気を持って休むことも必要です。同時に、主催者は、体調不良者が出た場合に、可能な限りバックアップができる体制を整えておくことも求められます。

4 出演者も含めた関係者全てに関して講じるべき具体的な対策

①関係者の感染防止策

- 37.5度以上の発熱・咳・下痢・味覚障害・嗅覚障害等の症状がある者、新型コロナウイルス感染症の陽性と判明した者との濃厚接触がある者、同居家族や身近な知人の感染が疑われる者、過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航及び当該国・地域の在住者との濃厚接触がある者、本邦にはなりません。
- 自宅で検温を行うことを義務付け、37.5度以上の発熱がある場合には、直ちに自宅待機とします。なお、本邦から自宅待機となってしまった者には、出場料を返金する。
- 会場内（客席、ホワイエ、楽屋等）では、ステージ上（出演者）以外はマスクの着用を義務付けるとともに、手洗い（アルコール消毒）を徹底します。出演時、食事等、マスクの着用ができない場合については、「②関係者の身体的距離の確保等」の記載事項を確実に遵守する。
- 一般来場者を含む関係者全てで緊急連絡先を把握し、名簿を作成します。名簿は3週間程度保管します。出演者に対して、こうした情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供すること等を事前に周知するとともに、個人情報保護の観点から、名簿の保管に十分な対策を講じることとする。
- 一般来場者の連絡先把握は、氏名・住所（電話番号等）を、入場券配布（販売）の際、確認してから発行すること。また、入場券を発行しない場合には、連絡先記入用紙等を準備し、入場時に記入してもらう。
- ロビー、楽屋、待機スペースなどでは「密」にならないように注意喚起を周知し、必要な場合は口頭で注意する。

②主催関係者の身体的距離の確保

- 主催関係者（スタッフ）は、2メートルを目安に（最低1メートル）身体的距離が確保できるよう、スタッフを担任とする等の工夫を行うことにより、スタッフ人数を必要最低限に抑える。
- 身体的距離の確保が困難な場合、パーテーション、フェイスシールド等、身体的距離を置くことと同等の効果を有する措置を講じる。
- 仕込み、リハーサル、撤去等において、十分な時間を設定し、密な空間の発生防止に努める。

③食事、ケータリング

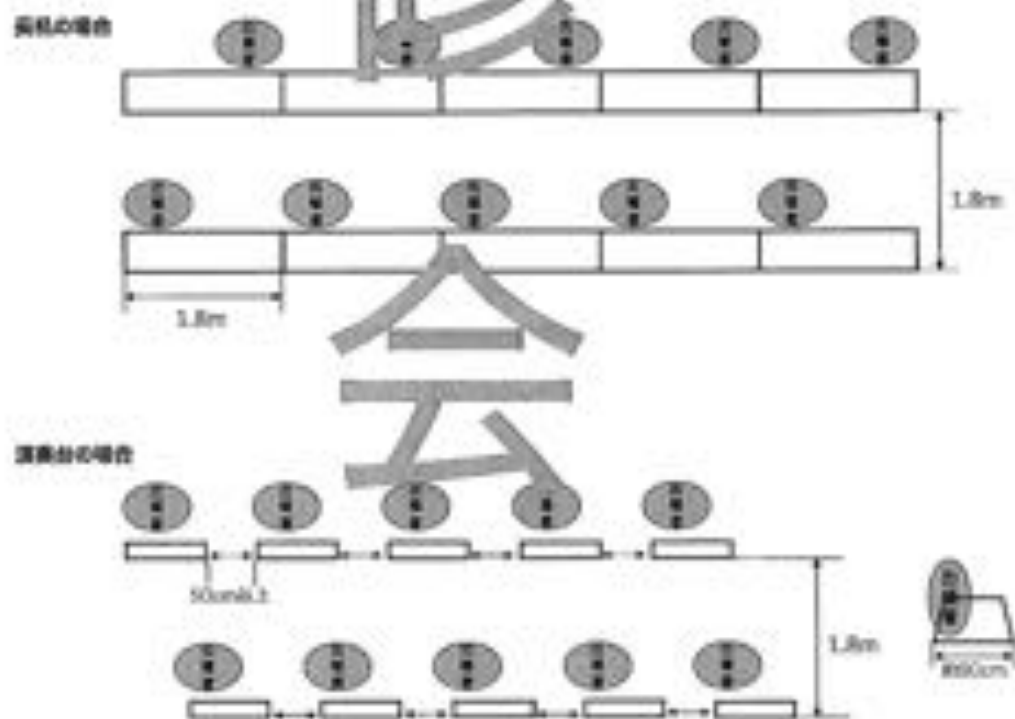
- 全ての食事は表面の汚染を防ぐ方法（蓋付きの容器）を用い、一回分（一食分）ずつ分けて配布するものとします。また、全ての飲み物についても同様

で、一回分用の容器に入ったボトルや缶、パックで提供する。

- 食事の際は、身体的距離の確保として、2メートルを目安に（最低1メートル）確保するよう努めます。身体的距離を確保することができない場合は、時間をずらして複数組に分割する、パーテーションを設置する等の形態で提供を行う。また、真正面の配置は避ける。
- 食事を扱うスタッフは、事前に手洗い（手指消毒）を行う。
- 食事中の会話は全ての関係者（必要に応じて）にするよう徹底する。

④出場者のステージにおける身体的距離

- 出演導線上に可能な限り消毒剤を設置する。（例：集合場所、出演待機場所、演奏終了後、写真撮影場所等）
- 主催者は、出場者の身体的距離の確保として、下図のように舞台設置するよう努める。また、出場者への（出場者同士の）身体的な接触は控える。※左右の距離の確保は、長机一本に1名とします。また、演奏台使用の場合には、隣の演奏台との距離を90センチメートル以上開けます。前後の距離は、1.8メートルの平台に一列に並び、前後の列で互い違いになるように設定する。



- 置き琴（レンタル琴）を使用する場合には、出場者入れ替わりの度に大正琴を清掃、消毒する。特に、必ず手が触れるキーボタンやプロテクター（駒間

辺)。対応ができない場合には、置き琴（レンタル琴）は禁止とする。

- ステージでの歌唱、語り、掛け声等は可能な限り避ける。演出、演奏上、どうしても必要な場合には、ハンドマイクの場合は、使用者の人数分用意し、使い回しはしない。スタンドマイクの場合は、必ずウインドスクリーンを取り付け、使用の度に交換（使い捨て）とする。マイク使用前後には、手洗い（手指消毒）を行い、使用した機器の消毒を徹底して行う。

⑤楽屋、控室、更衣室等

- 可能な限りドアや窓を開け、換気を行う。長時間の滞在を避けるように指示する。入室前後には手洗い（手指消毒）を行い、マスクを着用する。
- 自身で出したゴミは持ち帰りを徹底する。

⑥清掃・ゴミの廃棄

- 清掃やゴミの廃棄をする者は、マスクや手袋の着用を徹底する。
- 作業後は、手洗い（手指消毒）を行う。

⑦感染が疑われる者が発生した場合の対応

- 感染が疑われる者が発生した場合、速やかに隔離等を行い、他者との接触をできる限り避けます。必要に応じて、速やかに帰宅させ、自宅待機とする。
- 対応するスタッフは、マスクや手袋の着用を徹底する。
- 速やかに保健所に連絡し、指示を受けること。また、当日だけでなく、終了後2週間以内に発熱等の症状が発生した場合でも、主催者はその情報を確認次第、全ての関係者に感染の可能性があることを承知し、保健所に連絡し対策を仰ぐ。
- 発熱等の症状により、自宅での待機となった者（出場会員）は、毎日健康状態を確認するものとし、必要に応じて新型コロナウイルス感染症の検査を受けます。検査結果が陰性であっても、症状が改善してから72時間経過するまではイベント及び練習の参加を認めないものとする。

⑧保健所との関係

- 関係者に感染が疑われる場合には、保健所の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。

5 会場等の利用に関して講じるべき具体的な対策

- 使用する会場が、建築物衛生法や建築基準法等、換気関連法規に適合しているか確認をし、適合外の施設は使用しない。
- 会場施設等の管理者の指導の下、適切な換気を行う。定期的に会場空間の両端の扉や窓を最大限開放した上で、会場の空調設備を利用した換気を行う。会場の換気機能が脆弱な場合、扇風機、サーキュレーター等を利用し換気を行う。
- 機材や備品、用具等の取扱者は特定者及び来場者の共有を制限する。
- 客席入口のドアノブ、階段手すり等、関係者及び来場者が接触する可能性が高い設備及び共有する機器は定期的に1時間に1回の頻度で消毒を行う。
- 主催者は、検温をせずに来場する可能性を考慮し、関係者全員（一般来場者含め）の検温を実施することとし、37.5度以上の発熱がある者の入場をお断りする。また、出場者の場合には、出場料を返金する。
- チラシ・ポスター等により、感染予防のため、以下について関係者及び来場者に対して周知・広報する。
 - ・咳エチケット、マスク着用、手指の消毒
 - ・身体的距離の確保として、来場者同士の目安に（最低1メートル）確保するよう努めることの徹底（来場者同士の席を1席ずつ空けて着席する等）
- マスク未着用者が来場の場合、主催者が配布または販売し、マスク未着用での入場を禁止する。
- 出場者及び来場者の入場時の行列は、身体的距離の確保として、2メートルを目安に（最低1メートル）間隔を空けた目印を設置し、密を避けます。また、必要に応じて誘導員を配置する。
- ホール入口、スタッフ入口、各フロア（更衣室、食事場所等）の入口等にアルコール消毒剤を設置し、手指消毒を促す。また、出場者及び一般来場者入口においては、スタッフを配置し、全ての入場者に対してアルコール消毒液をその両手に噴霧する。
- チケットのもぎりやプログラム、パンフレット、販売等において、十分な身体的距離の確保が困難な場合は、アクリルパネルまたはビニールカーテン等を設置する。設置が困難な場合には、フェイスシールド等を使用し、感染予防対策を講じる。また、チケットのもぎりは、もぎり不要な様式とするか、来場者にて切り離しをしてもらう。
- 教材や楽器等、展示を行う場合はマーキング等行き密にならないように展示する。必要であれば整理員を配置し、密にならないよう人の流れを誘導する。
- 記念品や教材等、販売を行う場合は消毒剤を設置する。お客様（会員等）には、商品等に触れる前に手指消毒を奨励する。お金は直接受け取らず、トレ

一等に乗せて受け渡しする。商品は、必ず袋に入れて渡す。スタッフは、対応するごとに手指消毒し、感染予防に努める。

- 終演時には、一斉に退館者が殺到しないよう、必要に応じて退場規制を実施し、必要に応じて誘導員を配置する。

6 利用する会場規定

- 利用する会場によっては、本ガイドラインを徹底しても利用できない場合があります。必ず“利用する会場のイベント開催に関するガイドライン（基本方針）”を遵守した上で、本ガイドラインを徹底する。

7 変更及び修正

- 本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染状況を注視し、政府のイベントの開催制限に関する通知等を考慮し、本部は随時変更、及び修正を行います。イベント開催日前に変更、及び修正があった場合には、最新のガイドラインに従い開催をする。

琴



会